

## 城陽市東部丘陵地整備推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、城陽市東部丘陵地整備推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、城陽市域の東部に広がる東部丘陵地において、産業の活性化や雇用の創出等、城陽市のみならず京都府南部地域の活性化に寄与し、市民等の安心・安全で豊かな生活に還元できる秩序あるまちづくりを進めるため、京都府、城陽市をはじめとする関係機関や団体等が情報を共有し意見交換を行うことを目的とする。

2 協議会は、前項の目的を達成するため次に掲げる事項について情報を共有し意見交換を行うものとする。

(1) 城陽市東部丘陵地の現状と課題に関すること。

(2) 前号に掲げるものの他、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる機関、団体から選出された者をもって構成する。

(1) 京都府

(2) 城陽市

(3) 城陽商工会議所

(4) 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社

(5) 近畿砂利協同組合

2 前項に掲げる者のほか、協議会にアドバイザー及びオブザーバーを置くものとする。

3 協議会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(役員)

第4条 協議会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、京都府副知事のうち、城陽市東部丘陵地を担当する者をもってこれに充てる。

3 副座長は、城陽市長をもってこれに充てる。

4 副座長は、座長を補佐し、必要に応じて、その職務を代理する。

(プロジェクト会議)

第5条 座長は、課題ごとにプロジェクト会議を開くことができる。

2 プロジェクト会議の出席者は、座長が指名する。

3 プロジェクト会議には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、京都府企画理事付及び城陽市まちづくり活性部東部丘陵整備課で所掌する。

(経費)

第7条 協議会の経費は、城陽市が負担する。

(細則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成28年6月6日から施行する。